

カーボン・オフセット推進ネットワーク 名称等使用規程

カーボン・オフセット推進ネットワーク（英名：Japan Carbon Offset Network, Japan、略称：CO-Net）に参加している事業者が「カーボン・オフセット推進ネットワーク」の名称等を使用する場合に関する規程を次のように定める。

（趣旨）

第1条 「カーボン・オフセット推進ネットワーク（英名：Carbon Offset Network, Japan、略称：CO-Net）」の名称等使用方法については、原則として、この規程の定めるところによる。

（定義）

第2条 この規程において「名称等使用」とは、本ネットワークに参加している事業者が、自社や自社の取組を紹介する際に、「カーボン・オフセット推進ネットワーク（英名：Carbon Offset Network, Japan、略称：CO-Net）」という名称や、これに準じ、本ネットワーク及びその活動を直接的あるいは間接的に類推可能となるものを用いることをいう。

（名称等使用要件）

第3条 本ネットワークに参加している事業者は、会則第2条（目的）及び第3条（活動）に照らし、以下に示す場合に限り名称等を使用することができる。

- （1）カーボン・オフセットの取組に関する紹介
- （2）カーボン・オフセットに取り組んでいることについてのアピール
- （3）カーボン・オフセット推進ネットワークの会員であることのアピール
- （4）カーボン・オフセット推進ネットワークやその活動についての紹介

（承認基準）

第4条 名称等使用の承認の申請があったときは、事務局において、第3条に示す要件とともに、下記に掲げる事項に合致するかどうかを確認し、承認の判断をするものとする。

（1）あらゆる主体の適切な理解に基づくカーボン・オフセットへの参加を促進し、同時に会員が進める環境社会貢献活動に裨益することという、本ネットワークの趣旨にあった活動であること。

（2）本ネットワークの総意に反する形で、特定者の営利や利益を図ること等の目的でないこと。

（3）以下に示すような、特定の商品やサービスとの関連を直接的・間接的に想起させるものに対する使用でないこと。ただし、事前に事務局に問い合わせた結果、承認が得られた場合はその限りではない。

- ① 商品本体、及びそのパッケージや取扱説明書
- ② 商品やサービスを主に紹介するチラシやカタログ、これに準ずる印刷物、映像
- ③ 印刷物や映像における商品や商品名の近くへの掲載
- ④ 店頭における商品の近くでの使用

(申請手続き)

第5条 申請を行おうとする事業者は、事務局に対して以下の書類を添付のうえ、事務局の定める申請書1通を提出し、事前に承認を受けることとする。

- (1) 名称等の使用に際しての趣旨又は目的、内容、日時又は期間(最長6カ月)、場所及び方法(使用する施設、出品内容、入場料等)等の概要を示す書類。
- (2) その他承認のための判断の参考となる資料。

(承認の通知)

第6条 事務局は、前条に基づく申請があった場合において、審査により、名称等の使用の承認又は不承認の決定を行い、結果を申請者に通知する。

(事業者の責務)

第7条 名称等使用の承認を受けた申請者は、名称等を用いて行う一切の行為について責任を負い、それを使用するものとし、いかなる場合でも本ネットワーク及び事務局は、その使用のため申請者が被った被害、損失について、何ら責任を負わない。なお、申請した内容に変更が生じたときは、これを遅滞なく事務局に報告するものとする。また、承認を受けた事業者は、使用日終了後から1カ月以内に使用に関する報告を行うものとする。

(その他)

第6条 事務局は、申請者による本ネットワーク参加事業者の名称等使用の実態が本規程に合致しないと認めたとき、又はそのおそれがあるときは、その是正の勧告を通知するものとする。本ネットワーク参加事業者が是正の勧告に従わないときは、承認の取り消し等の嚴重な措置をとるものとする。